

年金記録確認茨城地方第三者委員会（第10回） 議事要旨

1. 日 時 平成19年11月1日（木）13時28分から16時

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務局 委員会室

3. 出席者

（委員会）杉下委員長、小野委員長代理、大貫委員、神長委員、北村委員

（茨城行政評価事務所）伊藤所長

（事務局）藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案8件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案2件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

(3) 委員会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、厚生年金事案1件及び国民年金事案2件について、申立人の口頭意見陳述を求めることとされた。

(5) 次回は、11月9日（金）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会（第11回） 議事要旨

1. 日 時 平成19年11月9日（金）13時30分から16時55分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務局 委員会室

3. 出席者

（委員会）杉下委員長、小野委員長代理、大貫委員、神長委員、北村委員

（茨城行政評価事務所）伊藤所長

（事務局）藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

（1）申立事案の審議

（2）あっせん案の審議

（3）その他

5. 会議経過

（1）茨城社会保険事務局から転送された事案10件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

（2）厚生年金事案1件及び国民年金事案2件について、申立人から口頭意見聴取を行った。

（3）委員会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（4）年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、国民年金事案3件について、申立人の口頭意見陳述を求めることとされた。

（5）次回は、11月27日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月26日（月）10時45分から12時7分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（委員会）杉下委員長

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、草柳委員、飛田委員

（茨城行政評価事務所）伊藤所長

（事務室）藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 杉下委員長あいさつ
- (2) 委員の自己紹介
- (3) 部会長の指名
- (4) 部会長あいさつ
- (5) 部会長代理の指名
- (6) 委員会の所掌事務、権限等について
- (7) 委員会の運営について（運営規則等）
- (8) その他（フリートーキング、次回日程等）

5. 会議経過

- (1) 杉下委員長の挨拶に続き、松崎委員が部会長に指名され、引き続き齋藤委員が部会長代理に指名された。
- (2) 委員会事務室から、委員会の所掌事務、権限、年金記録確認の事務の流れと当委員会の位置付け、当委員会の当面の調査審議方法等について説明があった。
- (3) 部会の運営について、以下のように決定した。
 - ・ 部会の運営規則が事務室から説明され、了承された。
この中で、本部会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録は公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、これを各委員に諮ったうえ、公開するほか、部会終了後、記者の求めのある場合は、部会長がブリーフィングを行うこととした。
 - ・ 部会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、部会長の判断により公開することとした。
- (4) 次回は、12月18日（火）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月27日（火）13時30分から16時42分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務局 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員、北村委員
（茨城行政評価事務所）伊藤所長
（事務局）藤原室次長、大内主任調査員ほか

4. 議題

- （1）年金記録確認茨城地方第三者委員会運営規則等の改正について
- （2）申立事案の審議
- （3）あっせん案等の審議
- （4）その他

5. 会議経過

- （1）年金記録確認茨城地方第三者委員会運営規則等の改正案が事務局から説明され、了承された。
なお、当該運営規則等の改正年月日については、第二部会が発足した平成19年11月26日付けにさかのぼり改正することが妥当であるとの意見で一致したことから、同日付けで改正する扱いとすることです承された。
- （2）茨城社会保険事務局から転送された事案13件について審議を行った。
審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
- （3）国民年金事案2件について、申立人から口頭意見聴取を行った。
- （4）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、国民年金事案2件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- （5）年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、国民年金事案2件について、申立人の口頭意見陳述を求めることとされた。
- （6）次回は、12月4日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕